

# 山梨県公報

第千五百七十一号

平成十七年

五月十九日

木曜日

## 目次

保安林の指定施業要件の変更予定(二件).....	三五九
家畜伝染病の発生.....	三六〇
腐蝕病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定.....	三六〇
道路の区域変更.....	三六〇
廃川敷地等.....	三六一
<b>公 告</b>	
一般競争入札について.....	三六一
狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施.....	三六二
換地処分の届出.....	三六三
その他.....	三六三
落札者等の決定について.....	三六四

## 告 示

### 山梨県告示第二百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成十七年五月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南アルプス市(次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (三) 変更後の指定施業要件  
1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は定めない。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 山梨県告示第二百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成十七年五月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
都留市(次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
都留市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
都留市（次の図に示す部分に限る。）
- (二) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (三) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百九十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成十七年五月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日

腐蛆病	みつば	患畜	六	南アルプス市西野	平成十七年四月二十 六日
-----	-----	----	---	----------	-----------------

山梨県告示第百九十二号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成十七年五月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 指定区域

南アルプス市西野、上今諏訪、下今諏訪、徳永、下高砂、檀原、上今井（今井原、神明下、天神下、天神畑及び地藏前の区域に限る。）、下今井（波場下、波場上、北原、的場、古屋敷及び堀金の区域に限る。）、沢登（桑原の区域に限る。）、上八田（二ツ塚、北原中道、鼠天神、大門東、中沢、中島、堂西、浪木、宿西、中沢前、西新居、産神、中畑、大門西、中村前、房々、天神前、下村、懐地藏、堂前及び半月の区域に限る。）、在家塚（神ノ木、御堂、柳原、細道、仲畑、横堀、芝原及び北河原の区域に限る。）、百々（南原、天神前、東畑及び下原の区域に限る。）及び上高砂（七番下及び村下の区域に限る。）並びに甲斐市西八幡（下川除付、上川除付、一本橋道下、御林尻、柳原、五本松、本瀬久保、大河原、松原及び馬の口の区域に限る。）及び竜王（下河原、西河原及び中河原の区域に限る。）の区域

二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

指定期間 平成十七年四月二十六日から当分の間

四 その他必要な事項

指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十七年六月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年五月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山勝沼線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
塩山市大字牛奥字百市三三七四番地先から 塩山市大字花園字反田二〇〇九番地先まで	五・〇	七・八	七・八	七二〇・〇
	一〇・六 二七・八	七・八		

### 山梨県告示第二百九十四号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡北地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年五月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 河川の名称 富士川水系 黒沢川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十七年五月十九日
- 三 廃川敷地等の位置 韮崎市巾島二丁目二千九百三十四の二番地、二千九百三十四の三番地及び二千九百三十五の二番地
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 三百八十九・七三平方メートル

## 公 告

### ● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十七年五月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 一般競争入札に付する事項
  - 1 借入物品等の名称及び数量
  - 2 山梨県新財務会計システム用サーバ機器等（第一期）一式
  - 3 借入物品等の仕様等
  - 4 入札説明書で定める内容等であること。
- 二 借入期間
  - 1 平成十七年八月一日から平成二十二年七月三十一日まで
- 三 納入場所
  - 1 知事が指定する場所
- 四 一般競争入札の参加資格
  - 1 平成十七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十七年山梨県告示第九十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
  - 2 この公告に示す借入物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。
  - 3 納入する借入物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供することができる者であること。
  - 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 五 入札手続等
  - 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
    - 郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県企画部 情報政策課新財務会計システム開発担当 電話〇五五 二二三 一四二〇
  - 2 入札説明書の交付方法
    - この公告の日から平成十七年六月七日（火）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。
  - 3 入札参加資格確認申請書の提出方法
    - 平成十七年五月二十四日（火）から平成十七年六月七日（火）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで山梨県企画部情

報政策課新財務会計システム開発担当に持参すること。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成十七年六月二十九日(水)午後二時 山梨県庁(郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)北別館四階マルチメディアルーム

5 郵便による入札書の受領期限及び場所

平成十七年六月二十八日(火)午後五時までに山梨県企画部情報政策課新財務会計システム開発担当(郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、月額として見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九十九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 次回の調達予定

(一) 借入物品等の名称及び数量

山梨県新財務会計システム用サーバ機器等(第二期) 一式

(二) 公告の予定時期

平成十七年十月

6 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required

Computer equipment for Yamanashi Prefectural New Financial Accounting System (The first period), 1 set

2 Date and time for tender

2:00PM June 29, 2005

3 Bureau in charge

New Financial Accounting System Development Section, Information Policy

Division, Planning Department, Yamanashi Prefectural Government 6-1

Manouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8501 Japan

TEL 055-223-1420

● 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十九条

第一項及び第五十一条第二項の規定により、狩猟免許試験等を次のとおり実施する。

平成十七年五月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

第一 狩猟免許試験

一 試験日時

平成十七年八月二十五日(木)及び同月二十六日(金)(いずれの日であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。)(午前九時二十分から午後四時まで)

二 試験場所

甲斐市島上条千二十番地 甲斐市敷島総合文化会館

三 受験資格

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条各号のいずれにも該当しない者であること。

四 試験科目

1 適性試験 視力、聴力及び運動能力

- 2 知識試験 鳥獣保護及び狩猟に関する法令並びに猟具及び鳥獣に関する知識
- 3 技能試験 猟具の安全な取扱い方、瞬間的な鳥獣の判別等

五 受験手続

1 提出書類

次に掲げるものとする。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者が申請の際に当該許可証を提示した場合には、(二)の書類の提出は要しない。

- (一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十一条に規定する狩猟免許申請書

- (二) 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている場合は、その許可証の写し

- (三) (二)の許可を受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しないことについての医師の診断書

- (四) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・六センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 一枚

- 2 狩猟免許申請手数料 五千三百円。ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十九条各号に掲げる者にあつては、四千円（狩猟免許申請書に狩猟免許申請手数料に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

六 申請書の受付期間

平成十七年六月一日（水）から同月三十日（木）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）。ただし、郵送の場合は、六月三十日までの消印のあるものは有効とする。

七 申請書の提出先

申請者の住所地を所管する地域振興局林務環境部森づくり推進課

第二 狩猟免許の更新に係る適性検査

一 適性検査の日及び場所

住所地を所管する地域振興局林務環境部において確認すること。

二 適性検査の対象者

平成十四年四月十六日以降に鳥獣保護及び狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十三号）の規定により狩猟免許を受けた者又は平成十五年四月十六日以降に鳥獣の保

護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定により狩猟免許を受けた者で、狩猟免許の更新を受けようとする者

三 適性検査の内容

視力、聴力及び運動能力

四 適性検査に併せ次のとおり講習を実施する。

鳥獣保護及び狩猟に関する法令並びに鳥獣の判別及び猟具の取扱い

五 申請の手続

1 提出書類

次に掲げるものとする。ただし、第一の五の1ただし書の許可を受けている者が申請の際に当該許可証を提示した場合には、(二)の書類の提出は要しない。

- (一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十一条第一項に規定する狩猟免許更新申請書

(二) 第一の五の1の(二)に掲げる書類

(三) 第一の五の1の(三)に掲げる書類

(四) 第一の五の1の(四)に掲げる書類

- 2 狩猟免許更新申請手数料 二千九百円（狩猟免許更新申請書に二千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

六 申請書の受付期間

平成十七年六月一日（水）から同月三十日（木）まで（県の休日を除く。）。ただし、郵送の場合は、六月三十日までの消印のあるものは有効とする。

七 申請書の提出先

申請者の住所地を所管する地域振興局林務環境部森づくり推進課

第三 問い合わせ先

山梨県森林環境部みどり自然課（電話〇五五 二二三 一三二八）又は申請者の住所地を所管する地域振興局林務環境部

● 換地処分届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により大月市長から換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年五月十九日

- 一 地区名 山梨県知事 山 本 栄 彦

- 大月市吉久保地区
- 二 換地処分をした年月日  
平成十七年四月二十二日
- 三 換地処分をした土地の権利者数  
十六人

## その他

◎ 落札者等の決定について  
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十七年五月十九日

山梨県立中央病院管理局長 中川 洋

- 一 随意契約に係る物品の名称及び数量  
セレザイム注二〇〇単位 四百バイアル（予定数量）
- 二 契約に係る事務を担当する部署の名称及び所在地  
山梨県立中央病院管理局総務課 山梨県甲府市富士見二丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日  
平成十七年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社ススケン甲府支店 山梨県中巨摩郡田富町流通団地三丁目七番三号
- 五 随意契約に係る契約金額  
一 バイアルあたり 十五万五千三百円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当